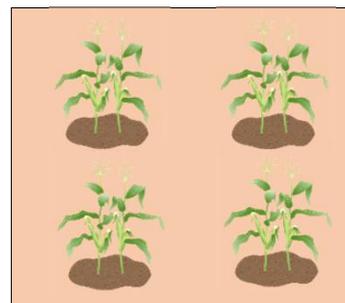


- 事業実施主体：国庫事業(※以下の表)を活用して①自給飼料生産面積の拡大、②飼料用米等の利活用拡大、③自給飼料生産に必要な堆肥の利活用拡大のいずれかを行う方

国庫事業名	
1	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 ※畜産クラスター事業
2	国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業
3	その他知事が認める国庫事業



- 県補助率：1/4  
⇒国庫事業（補助率1/2）と合わせて3/4

- 補助対象機械：自給飼料生産面積の拡大や飼料用米・堆肥の利活用拡大を行うために必要な機械等  
※購入方式のみ

補助対象機械	
1 自給飼料生産・活用対策 (1) 自給飼料生産拡大	溝堀機
	播種機
	刈取機
	反転機
	集草機
	収穫機
	梱包機
	積込機
	飼料運搬車
	その他知事が認めるもの
	(2) 飼料用米等利活用拡大
飼料用米等加工・調製機	
飼料混合機	
その他知事が認めるもの	
2 堆肥利活用拡大対策 (1) 堆肥利活用拡大	堆肥散布機
	堆肥運搬車
	その他知事が認めるもの



- 事業の流れ：事業実施主体 ⇄ 県振興局 ⇄ 県畜産技術室  
※事業に興味のある方は、最寄りの県振興局農山(漁)村振興部企画・農政班へご相談ください。